

主な改訂点一覧

資料 3 - 2

は、特に確認が必要な変更点を示す。

No.	章・項	頁	箇所	変更内容
1	表紙	-	-	改訂第3版とした。
2	全体	-	-	参照するマニュアル等を差し替え。
3	全体	-	-	レベル建材の表記を原則削除した。(仕上塗材がレベル分類に当てはまらないため)
4	全体	-	-	法改正等による条文修正や用語の変更等に対応。
5	全体	-	フロー図	フローに事前調査結果の報告を追加した。
6	第1章	2~4	2	用語一覧を追加
7		5	3.3	対象とする建築材料に石綿含有仕上塗材を追加した。 後の章の対象建材を含めて、対象とする建材をどう説明していくか要検討。
8		5	3.3 表1.2	石綿含有仕上塗材を追加した。
9		8	4.1 図1.2	フローに事前調査結果の報告を追加した。
10		9	4.2 表1.4	事前調査結果の報告を追加した。
11		10	表1.5	設計図書等による判断、目視調査等による判断、分析調査等による判定を設計図書等による書面調査、目視調査、分析調査に変更した。
12	第2章	12	2	大防法に追加された規定の説明を追加。
13		13	2.1	平常時における把握の対象とする石綿の考え方を記載。
14		14~24	2.2、2.3	石綿使用建築物等の把握の手順、把握方法を新規作成。
15		27	3.1	一部の自治体では調査者の団体と協定を締結していることを追記。
16		28	3.1.4	環境モニタリングの連携体制の構築先に「地域内の環境計量に関する業界団体」を追記。
17		28	3.2	指導体制の整備を「必要」とした。また、連携先を限定しないため、関係機関も含めることとした。
18		29	3.3 表2.5	災害廃棄物対策指針の改定に伴う見出しの修正のほか、(8)損壊家屋等の解体・撤去での石綿飛散・ばく露防止対策に関する検討事項の例に「建築物等の石綿使用状況の把握」及び「解体等工事における石綿飛散防止措置」を追加した。
19		30	3.4	災害廃棄物対策情報ウェブサイト(技術指針のページは左記にとりこまれた)のURL及び技術資料の番号を修正した。
20		31	3.5	災害廃棄物処理の広域的連携の対象に一部事務組合を追加。
21		31	3.6	災害廃棄物対策情報ウェブサイトの過去の災害廃棄物処理のアーカイブ掲載について記載した。
22		31	3.6 表2.7	熊本地震及び西日本豪雨(倉敷市)の災害廃棄物処理の記録を追加した。
23		32~34	3.6	災害廃棄物対策指針の改訂を反映(用語の修正や記載事項の追加)
24		36	4.2 表2.8	準備する資機材に可搬型蛍光顕微鏡を追加。
25	36	4.2	応急対応を実施する職員も同等の防じんマスクを着用することとした(望ましいを削除)。	

No.	章・項	頁	箇所	変更内容
26	第2章	37	4.2 図2.5	石綿取扱作業における保護具の基準、出典元を変更した。
27		38	6	周知・普及啓発の機会に「様々な機会」を追加。
28	第3章	40	1	応急対応の対象となる石綿等に水害時の石綿含有成形板等についても追記した。
29		41	1	応急対応の対象となる石綿等の写真に水害時の岩綿吸音板のケースを追加したい。
30		48	3.2.1	露出状況等の把握の対象とする建材を、原則として吹付け石綿及び石綿含有断熱材等とした。
31		49	3.2.5 表3.1	石綿露出の把握の優先順位を修正した。
32		51	3.2.6	調査者の要件を更新した。
33		52	3.2.6 図3.5	保護具の図、出典を更新した。
34		第4章	57	1
35	58		2	モニタリングマニュアルを参照して測定地点の記載を追加。また、測定地点の選定に平常時に把握した情報を使用することを追記。
36	59		3	測定箇所に、避難所等の測定箇所数やフィルターホルダーの向きの記事を追加。
37	59		4	捕集条件の記事を新規追加。
38	59		5	測定の方法に、スクリーニング法の記事を追加。
39	第5章	62	1	原則として平常時同様の事前調査を行う必要があることを強調しつつ、立入不可の場合の進め方についても記載した。
40		63	1 図5.1	事前調査結果の報告をフローに追加。特定建築材料の範囲変更に伴い、注意解体の協議・届出、通常の届出の対象を「届出の対象となる特定建築材料が使用されている場合」に変更した。
41		64	2.1	条文番号の修正、事前調査の方法を追記したほか、調査を行う者の要件を修正、事前調査の記録の備え置き、保存について記載した。石綿則の事前調査と兼ねて実施てもよいことを追記した。
42		66	2 図5.2の※4	特定建築材料の範囲変更に伴い、注意解体の協議・届出、通常の届出の対象を「届出の対象となる石綿含有建材が使用されている場合」に変更した。
43		67	3.1	設計図書等入手するにあたってヒアリングを行うことを追加。また、書面調査の方法について、ばく露飛散漏えいマニュアル参考資料の内容を記載した。
44		67	3.1 表5.1	建築物等の概要、その他を追加、建材の分類に仕上塗材を追加した。
45		68	3.1 表5.2	共通仕様書同解説、厚労省旧マニュアル、建災防マニュアルを削除、ばく露飛散漏えい防止マニュアルに更新し、調査者講習標準テキストを追加した。
46		69	3.3.1	施行通知、解説等を参考に目視調査の必要性等を加筆した。また、みなしの扱いについて追記した。
47		69	3.3.2	分析調査を行う者の要件を追加した。
48		71	3.4	注意解体の協議の対象を「届出の対象となる石綿含有建材が使用されている可能性がある建築物等」とした。
49		72	3.4.1 表5.4	事前調査ができない場合、表5.4に示している要注意箇所を確認して、こういった箇所がある場合は、届出の有無及び注意解体の協議を行うこととなる。

No.	章・項	頁	箇所	変更内容
50	第5章	72	3.5.1	「届出が必要な仕上塗材」の記載を削除した。
51		74	4	事前調査結果の報告について、新たに4.に項立てし、作業計画以降の項番号を変更した。4.では報告の対象となる解体等工事、報告事項、報告の方法について記載した。
52		75	5.1	作業計画に記載する内容等を追加した。
53		78	5.3 ※5-5	マニュアルの注意解体の記載を更新した。
54		79	6.1	事前調査ができない場合、表5.4に示している要注意箇所を確認して、こういった箇所がある場合は、届出の有無及び注意解体の協議を行うこととなる。
55		80	6.2	石綿側の届出の記載を更新。
56		81	7.(3)	災害時の公費解体を行う際の留意事項における、みなしの扱いについて吹付け石綿も見なし可になったため、みなしの建材を限定しないこととした。
57	第6章	94～96	3.(1)～(3)	掲示の例を「ばく露飛散漏えい防止マニュアル」に掲載されたものに変更した。
58		98	4	関係通知(平成17年8月2日 基安発第0802001号)は、最新規定に更新したため、削除。
59	第7章	100	1	下請負人に関する記載等を追加。
60		102	1 図7.1	フローに事前調査結果の報告を追加した。また、備考を法改正に合わせて修正した。
61		104	2.2 表7.4	飛散防止措置にかっこ書きで薬液散布等が望ましいと記載していたが、他の建材に石綿が固着するおそれがあるため削除した(ばく露飛散漏えい防止マニュアルにおいても、取り残しがないことを確認したのちに飛散防止処理剤を散布することとしている)。また、廃石綿等に係る廃棄物の分別等の対象に石綿含有廃棄物を追加し、実施事項に石綿の取り残しがないことの確認を追加した。
62		105	2.2 図7.2	フローに石綿含有廃棄物、取り残しの確認を追加した。
63		105	2.2 図7.2	注意解体の際に飛散防止処理剤等を散布すると、石綿が固着するおそれがあるため、留意することを※で追加した。
64		106	3	タイトルに「石綿含有仕上塗材」を追加した。
65		106	3	仕上塗材やけい酸カルシウム板第1種の除去の際に適用される作業基準、除去した廃棄物の扱いについて記載した。
66		106	3	区画養生されていない場所での「成形板等の湿潤化後の手作業による取り外し」は、削除した。
67		107	4	「なお、自治体地方公共団体の仮置場への搬入出時の飛散防止のため、大型のフレキシブルコンテナバッグ等の容器に入れるか、シートに梱包しておくことが望ましい。」は、仮置場への搬出時の対応となるため削除した。
68		107	4 表7.6	廃棄物マニュアル第3版の記載に可能な限り合わせた。
69		108～109	4 ※7-2	近年の災害で発出された事務連絡(令和4年福島沖地震)に変更した。
70		110	5.1.1	石綿が使用されているものとみなした吹付け材についても廃石綿等として処理することを追記した。
71		119	6	除去等作業が適切に行われたことの確認及び記録の作成、発注者への完了報告について記載した。

No.	章・項	頁	箇所	変更内容
72	第8章	126	2.3	運搬車・運搬用機の記載を、廃棄物マニュアルに沿って追加。
73		127	3.1	収集・運搬の留意事項の記載いを、廃棄物マニュアルに沿って修正。
74		128	3.2	運搬車両の記載を、廃棄物マニュアルに沿って修正。
75	第9章	133	5.1	切断、破砕を行う場合の防じんマスクに電動ファン付きマスクを追加。
76	第10章	141～141	3.1 ※10-1	注意事項の配布物を平成30年7月版に差し替え。
77	第11章			特に修正なし
78	第12章	148	1 図12.1	事前調査結果の報告等を追加。
79		150～155	2.1 ※12-1	現場作業、事前調査者向け周知用チラシは差し替えが必要。(未対応)
80		156	2.2	解体工事情報の把握に、大防法の届出や平常時に把握した石綿使用建築物等の情報、騒音規制法等の情報を追加。
81		156	3	注意解体が行われる場合は、重点的に立入検査を行うことが望ましいことを追記。
82		156～157	1.1	立入検査時の注意事項の内容を見直し。掲示の大きさの確認の追加。事前調査結果報告を受けていることを前提とした記述に修正。隔離(負圧不要)が行われる場合の注意。
83		159	3.2	指導の内容に直罰の適用を追加。